

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成24年11月28日

警 察 本 部

陳情（新規分）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>陳情 24年-25 (24.11.22)</p>	<p>警 察</p>	<p>八橋警察署御来屋駐在所 に関する陳情</p> <p>鳥取県西伯郡大山町御来屋 103-2</p> <p>のぞみ区 区長 野川 伸幸</p>	<p>駐在所の建て替え基準は、建築後25年経過した駐在所の中から老朽・狭隘等の状況を調査し、計画的に整備することとなっている。</p> <p>八橋警察署御来屋駐在所は昭和61年3月に整備され、建築後26年経過し、基準の上では建て替えを検討すべきところ、県下には、当該駐在所以外にも基準年数を経過した駐在所があり、これらを含め計画的に整備することとしている。</p>